

内部通報規程

第 1 条(目的)

本規定は、特定非営利活動法人 AIKURU の法令違反、不正行為、または不適切な行動を未然に防止し、組織の健全性を保持するために、通報制度を整備することを目的とする。

第 2 条(対象者)

本規定は、全役員および従業員に適用される。また、外部委託者も適切な形で遵守を求める。

第 3 条(通報の範囲)

通報対象となる事項は以下のとおりとする。

- (1) 法令違反行為
- (2) 違法、不正行為
- (3) 倫理違反行為 など

第 4 条(通報者の保護)

通報者は報復から保護され、通報内容に基づいて不利益な取扱いを受けることはない。

第 5 条(通報窓口)

通報窓口は代表理事およびコンプライアンス委員とする。

第 6 条(調査および対応)

通報があった場合、速やかに事実確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。

第 7 条(機密保持)

通報者の個人情報や通報内容は厳密に機密保持される。

第 8 条(改 廃)

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。